

万国郵便連合憲章の第九追加議定書・万国郵便連合一般規則の第一追加議定書・万国郵便条約

背景



万国郵便連合(UPU)とは

- 国際郵便のルール作りを行う国連専門機関(1874年設立、本部:スイス・ベルン)
- 192か国・地域が加盟(2017年2月現在。我が国は1877年加盟)
- 大会議(連合の最高意思決定機関)を4年ごとに開催。



第26回万国郵便大会議(2016年9～10月
於:イスタンブール)において、改正文書を採択。

■ 万国郵便連合憲章
連合の目的、組織規定等を定める基本的文書

■ 万国郵便連合一般規則
連合の機関の運営・財政等に関する細目を規定

■ 万国郵便条約
国際郵便業務に関する共通規則を規定



(参考)

- これらの文書は、国際郵便業務を実施するための法的根拠。
- 我が国では、国際郵便業務に関しては、連合の関連文書によることとされている。
- 「条約に別段の定めのある場合には、その規定による。」【郵便法第11条】

主な内容

万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則

- ◆ 「郵便物」等の定義の追加・変更
(背景①)【憲章第1条、1条の二】
- ◆ 大会議の権限の追加 (背景③)【規則第103条】、
理事会の代表者の資格要件の緩和 (背景③)
【規則第106条、112条】等

一部改正
(追加議定書)

万国郵便条約

- ◆ 到着料の引き上げ(背景②)、
郵便物の形状別の到着料の設定(背景①)、
加盟国の分類の変更(背景②)【いずれも第28～30条】等

更新
(新条約)

早期締結の必要性

- ◆ 改正は2018年1月1日に発効
 - ◆ 国民が国際郵便サービスを引き続き利用できるようなための法的な根拠の維持
- ➡ 2017年中の締結が必要